

自主改善努力に関する事項

自主改善努力に関する事項

水資源機構では、中期計画等における各項目のほか、現場や職員の創意工夫による業務改善に向けた自主的で前向きな取組み（自主改善努力）を行っており、15年度における取組みのいくつかを紹介する。

取組み - 1 意識改革と車座フリートーキング

当機構は、「安全で良質な水を安定して安くお届けする」ことを理念として、公共公益的な役割を民間企業的な経営感覚をもって効率的かつ自律的に遂行していくこととしている。この経営理念・経営方針を実現するため、当機構内の現場事務所職員の意見や提案を活かしていくとともに、職員の意識改革を推進するため、副理事長が中心となり各事業所を回って、フリートーキング形式で意見交換等を実施した。

平成15年4月から16年3月末までの間に、34事業所（10月から3月末までの間に18事業所）において実施した。

独立行政法人においては業務運営の効率性・自律性が求められており、このフリートーキングにおいて、経営者自らが直接、現場事務所管理職及び若手職員に業務運営について説明するとともに、意見交換を実施することによって、職員自らが率先して、外部の者の意見に耳を傾けたり効率的な業務の実施に心がける等の意識改革が図られた。



写真-1 車座フリートーキングの実施状況
（平成16年3月9日 愛知用水総合事業部）

取組み - 2 利水者へのアンケート調査の実施

独立行政法人化の趣旨として、国民に対して提供するサービスの質の向上がある。平成15年10月の移行後、業務の質の向上のために様々な取組みを行ってきたが、その一環として利水者へのアンケート調査を実施することとした。

(1) アンケートの対象・構成

水資源機構が提供するサービスは、その性格から国民に対して直接行われるのではなく、水道事業者である地方公共団体や土地改良区などが対象となる。このため、アンケートはサービスの受け手としての利水事業者を対象としたほか、関係機関として関係都府県の窓口部局等を対象とし、186件に依頼した。送付先を表-1に、アンケートの構成を表-2に示す。

アンケートは、平成16年5月に実施し、その回収率は96%であった。

表-1 アンケート依頼先

地区名	都市用水	農業用水	その他	計
関東地区	35	18	12	65
中部地区	10	23	6	39
関西地区	21	0	13	34
四国地区	10	4	8	22
九州地区	6	14	6	26
合計	82	59	45	186

表-2 アンケートの構成

水資源機構の対応全般について
1 機構の対応は公団のときと比べてどう変わったか
水資源機構の職員の対応について
1 電話や事務所窓口での職員の対応
2 問合せや資料請求に対する機構の対応(内容、機動性)
3 (1) 機構が行った事業内容等に関する説明の分かり易さ
(2) 説明時期や資料が適切だったか
水資源機構が提供する業務等について
1 必要な水が必要なときに届けられているか
2 (1) 届けられている水の水質について、どう感じるか
(2) 機構の水質に関する努力について、どう感じるか
3 湯水の発生時等において機構が行った情報提供等についてどう感じるか
水資源機構に対する期待、意見、要望等を自由記入

(2) アンケート結果

アンケート9項目に関する集計結果を各々図に示している。

水資源機構の対応全般について

約半数(46%)の方から「良くなった」又は「多少良くなった」と評価を得ている。

なお、「変わらない」との回答をされた54%のうち「以前から満足している」、「以前から良かった」、「今まで通りで良い」等のコメントが20件、「水資源機構が変わろうとしている努力を感じる」、「ユーザーの意向に答えようという姿勢が以前より増して感じられる」等のコメントが全体で28件あった。今後とも職員一人一人の意識改革を推進し、全ての方に「良くなった」との評価が得られるよう努めていくこととする。

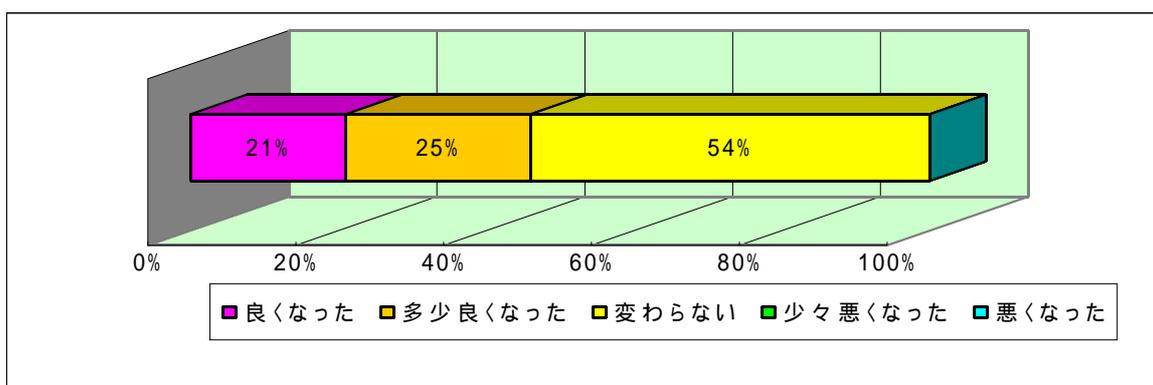


図-1 アンケート結果 ()

水資源機構の職員の対応について

1 電話や事務所窓口での職員の対応について

「満足」・「ほぼ満足」が合わせて73%、「普通」は24%、「やや不満」・「不満」が合わせて3%であった。「分かり易く対応してもらっている」、「丁寧な対応をしてもらっている」等の意見も数多く見られる一方、「連絡が不十分」、「水資源機構内部の連絡が不十分」等の意見も一部に見られた。利水者窓口の一本化により、利水者にとって分かり易く、機動的な組織を目指して取り組んで来たところではあるが、引き続き利水者窓口の明確化に努めていくこととする。

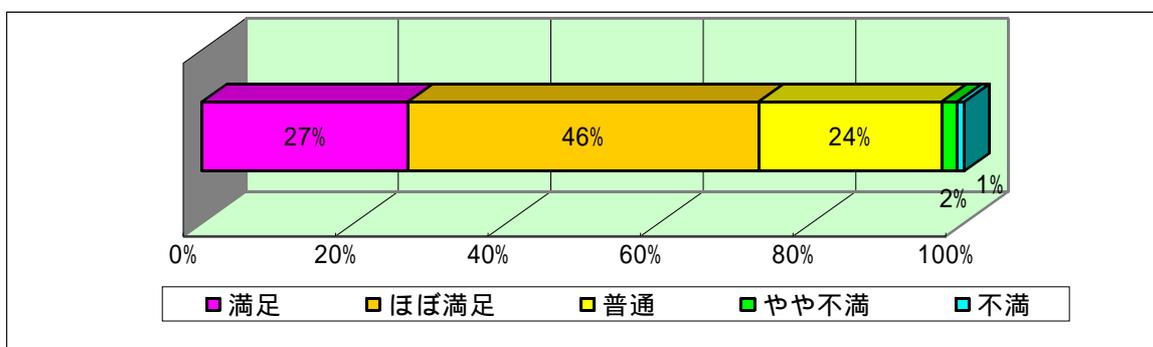


図-2 アンケート結果 (-1)

2 問合せや資料請求に対する水資源機構の対応（内容・機動性）

「満足」・「ほぼ満足」が合わせて67%、「普通」は29%、「やや不満」・「不満」が合わせて4%であった。

「問合せに対する機動性がまだ足りない」、「問合せや資料請求をするユーザーの意図を理解して回答して欲しい」等のコメントが8件見られた。利水者窓口を明確化し、情報提供の一元化を図り、当機構の方針等を機動的かつ的確に伝えるよう努めてきたところではあるが、引き続き機動的かつ的確な情報提供が行えるよう、取り組んでいくこととする。

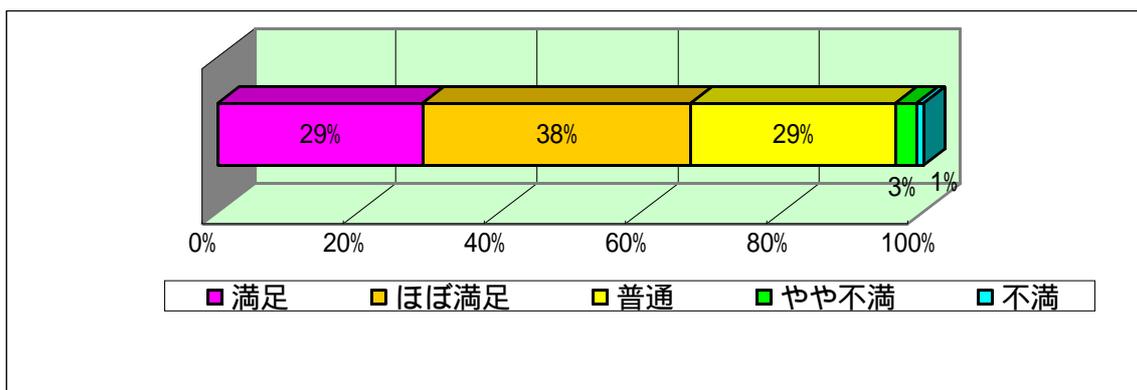


図-3 アンケート結果（ -2）

3（1）事業内容等に関する説明の分かり易さ

約半数（48%）の方が「満足」又は「ほぼ満足」、「普通」と評価された方は41%、「不満」・「やや不満」が合わせて11%であった。「個別事業計画と中期目標・中期計画との関連についてもう少し分かり易くしてもらいたい」、「説明が画一的になりがちなので工夫が欲しい」、「説明時間が足りない」等の意見もあり、事業説明会等で出された意見等を取りまとめた質疑応答集の利用や、ITを活用した説明会の実施等について検討し、利水者に理解される説明等に努めていくこととする。

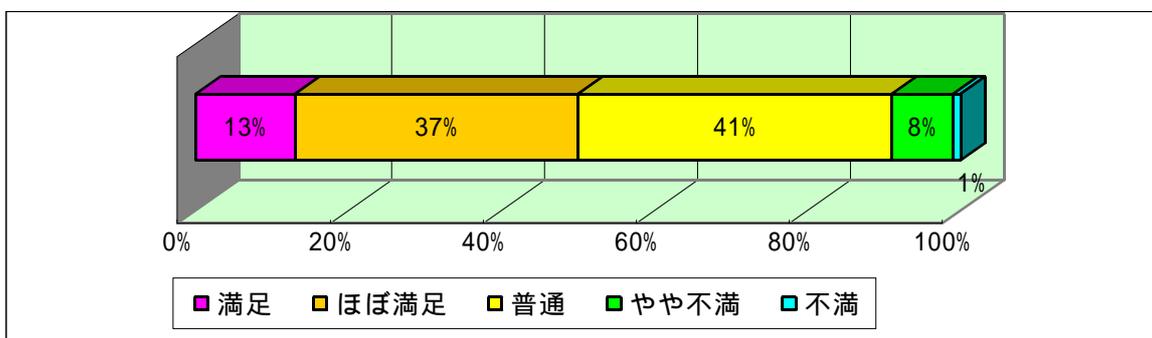


図-4 アンケート結果（ -3(1)）

3(2) 説明時期や資料は適切だったか

過半数(53%)の方が「満足」又は「ほぼ満足」、「普通」が37%、「やや不満」と感じている方が10%であった。「資料についても写真等が掲載され分かり易かった。」「時期が早くなったのは良い」、「必要な資料は提供してもらっている」等の意見も多くみられたが、「現場と連絡調整を行った上で説明して欲しい」、「質問に対するフォローをしっかりとって欲しい」、「説明会の時期が遅い」等の意見も見られた。利水者窓口を一本化し、説明会等の開催時期等の調整を適宜実施しているところではあるが、引き続き的確な情報伝達に努め、また、質疑応答集の作成及び配布等、説明会等のフォローアップを進めていくこととする。

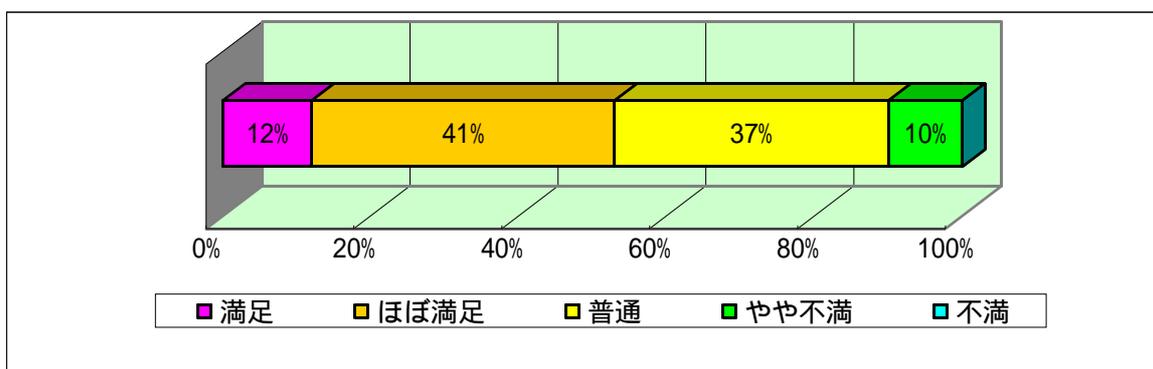


図-5 アンケート結果 (-3(2))

- 1 水資源機構からの用水の供給について

過半数(56%)の方が「満足」又は「ほぼ満足」、「普通」については34%となっている。「不満」、「やや不満」が合わせて11%であった。「河川状況に応じてダムからの効率的な放流に努め安定的な供給をしてもらいたい」等の要望が挙げられており、水資源機構として、施設管理規程に基づいた的確な管理をもって、安定的な水供給に引き続き努めていくこととする。

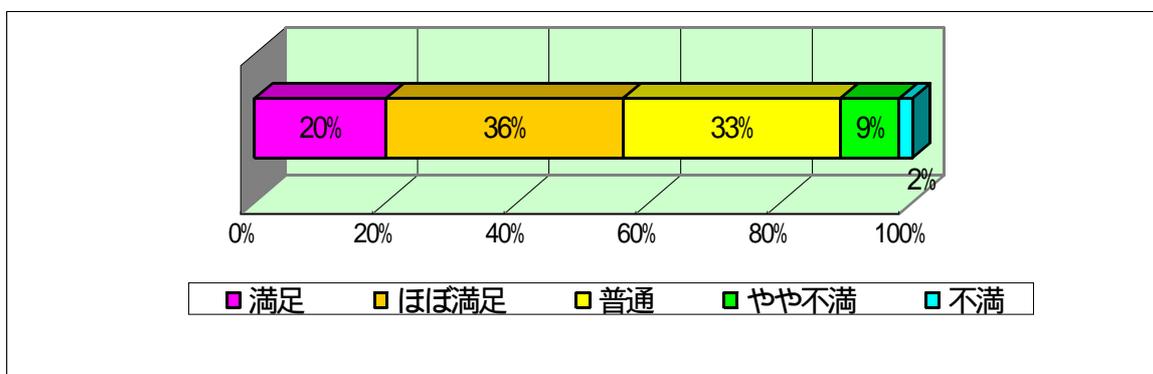


図-6 アンケート結果 (-1)

- 2 (1) 用水の水質について

「満足」・「ほぼ満足」が合わせて38%、「普通」は37%、「不満」・「やや不満」が合わせて25%で、河川の水質を懸念する意見は下流域の利水者の方に多く見られた。

「水質変動に対して迅速な対応をお願いしたい」、「水質の改善について、関係機関との連携を深め、一層の努力をお願いしたい」等の要望が挙げられている。当機構としては、把握した水質情報等を積極的に利水者や関係機関等に提供を行うとともに、ホームページに掲載を行い、迅速な情報発信に努めている。また、学識経験者や地元関係機関等と交え、水質に関する検討会や、富栄養化研究会等を設置し、水質改善に向けてた取組みを行っている。寄せられた意見等を念頭に引き続き迅速な情報提供に努め、利水者や関係機関等との連絡調整を図り、良質で安全な水の供給に取り組んでいくこととする。

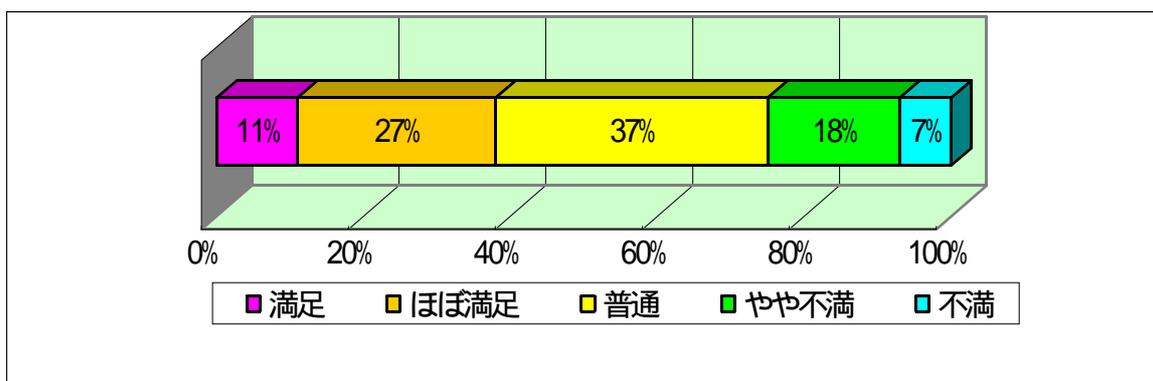


図-7 アンケート結果 (-2(1))

- 2 (2) 水質に関する努力について

半数(50%)の方が「満足」又は「ほぼ満足」、「普通」は41%、「不満」・「やや不満」が合わせて9%であった。「水質対策・安全対策についての指針や手引きを作成するなど第三者への周知をしてもらいたい」、「水質に対する監視は怠りなく実施してほしい」等の意見が見られた。水質事故や水質改善についての取組みは、これまでも当機構として積極的に実施しているところである。水質に対する意識が強まる中で、情報提供や連携強化、水質改善に努めていくこととする。

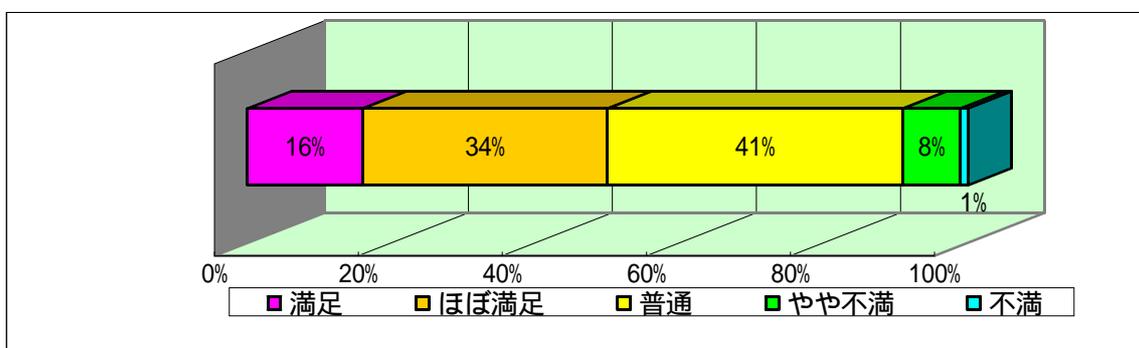


図-8 アンケート結果 (-2(2))

- 3 湧水発生時等の情報提供・連絡調整について

「満足」・「ほぼ満足」が合わせて58%、「普通」は36%、「不満」・「やや不満」が合わせて6%となっている。湧水発生時や水質事故発生時等の情報提供・連絡調整については、引き続き関係機関と連携を強化し、積極的な情報発信に努めていくこととする。

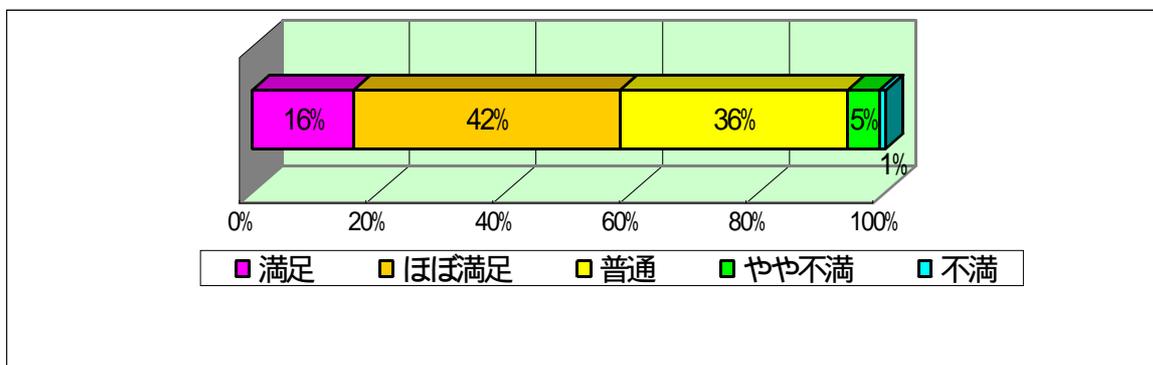


図-9 アンケート結果（ -3 ）

(3) アンケート結果の活用

アンケート集計結果については、その内容や寄せられた意見等を早急に分析し、今後の当機構の業務運営に活かしていく。

なお、利水者や関係機関等から寄せられた意見等の中で具体的な改善策が可能なものから随時実施していくこととし、現在、事業説明会の開催時期等の調整及び開催に取り組んでいる。

このアンケート結果は、当機構内の各種会議で利用することにより、具体的な業務改善のみならず、職員の意識改革を図るために活用していく。

取組み - 3 社会的貢献

1. 学会活動や水資源の啓発活動等への貢献

(1) 学会活動

水資源機構が水公団の当時からこれまで蓄積してきた技術や知見等を社会に還元し、その発展に寄与すべく以下の財団法人、社団法人等に委員、代議員等として役職員を派遣(平成15年度は延べ人員153人)し、公的団体としての役割を分担した。

表-1 役職員を派遣した団体

財団法人	日本ダム協会、ダム技術センター、エネルギー財団、国土技術センター、新エネルギー財団、日本農業土木総合研究所、公共用地補償機構、ダム水源地環境整備センター、先端建設技術センター、水資源協会、琵琶湖・淀川水質保全機構、砂防フロンティア整備推進機構、経済調査会、日本建設情報総合センター、リバーフロント整備センター、総合健康推進財団
社団法人	土木学会、日本大ダム会議、日本建設機械化協会、水門鉄管協会、日本トンネル技術協会、国際建設技術協会、建設技術協会、中部開発センター、日本工業用水協会、農業土木学会、建設広報協議会
その他	東京都地震災害警戒本部、農村の地域資源に関する研究会、中国水利人材養成プロジェクト国内委員会、岩の力学連合会、印旛沼水質改善技術検討会、早明浦ダム濁水対策技術検討会、手賀沼・印旛沼・根木名川圏域流域懇談会、水の週間実行委員会、世界水フォーラム滋賀県委員会、川西市防災会議、川西市水防協議会、健康科学総合研究事前評価委員会、建設情報標準化委員会、アフガニスタン国土復興ビジョン検討懇談会、建設マネジメント委員会、RCCM資格制度管理委員会、天然資源の開発利用に関する日米会議、耐風耐震構造専門部会、地域開発委員会、東京都防災会議、千葉県水道事業運営審議会、岩盤分類基準化委員会、利根村自然史資料館整備検討委員会、国際水田・水環境工学会、富弘・草木みずとみどり開発ビジョン策定委員会、胆沢ダム監査・廊検討委員会、NPO法人リアルタイム地震情報利用協議会

また、客員教授として高知工科大学に、非常勤講師としてものづくり大学及び岐阜工業高等専門学校に役職員を派遣(平成15年度は7人)したほか、国土交通省、国際協力事業団(平成15年10月より独立行政法人国際協力機構)、神戸大学、(財)日本ダム協会、(財)全国建設研修センター、(社)日本大ダム会議、(社)国際建設技術協会、(株)テレビ埼玉及

び埼玉県建設業協会青年経営者部会に講演講師等として役職員を派遣（平成15年度は延べ人員26人）し、技術や知見等の啓発・普及に貢献した。

（2）啓発活動

水資源の有効性・有用性や環境の保全等について未来を担う子供達や地域住民の理解を深めたり、地域の方々との信頼関係を一層発展させるため、次のような取組みを行った。

表-2 水資源の啓発活動等一覧

事務所名	取組み内容
荒川ダム総合事業所、群馬用水総合事業所、武蔵水路改築調査所、両筑平野用水管理所	職員が小学校に出向き、水資源の有効性やそれぞれの事業所が建設・管理する施設の役割等について授業を行った。
阿木川ダム管理所	地域の環境学習に役立ててもらうため、「河川水辺の国勢調査」の結果から「阿木川ダム周りの自然」という教材を作成し、地元市町村の教育委員会に配布した。
川上ダム建設所	地域の住民の方や小学生達を対象にオオサンショウウオの放流や環境学習会等を実施した。
両筑平野用水管理所	文部科学省の要領に沿って地元の高校生を実習生として受け入れ、補助員として施設管理の仕事を体験していただいた。
丹生ダム建設所、大山ダム建設所	地元ケーブルテレビの番組で、ダム事業や工事実施状況の放映を行った。

以上のほかにも、各事務所ではイベント開催時等の機会をとらえて、水資源の重要性等について、人々の理解を深めるための活動を実施することとしている。

2. 各種ボランティアへの参加

独立行政法人化を契機として、地域の方々により一層信頼される組織作りを目指して、地域で開催されるボランティア活動に、積極的に参加することとしている。

<取り組み実績>

旧吉野川河口堰管理所等

10月15日、徳島県の今切川河口堰付近において、吉野川交流推進会議の主催する「アドプトプログラム吉野川」に、旧吉野川河口堰管理所等の当機構職員17名が参加し、河川敷のゴミ拾い等を実施した。

豊川用水総合事業部等

10月18日、愛知県豊橋市において、530運動環境協議会が主催する「530運動」に、豊川用水総合事業部等の当機構職員25名が参加し、用水路とその周辺道路のゴミ拾い等を実施した。

利根導水総合管理所等

10月25日、埼玉県見沼代用水路において、埼玉県とともに「見沼代用水路クリーンウォーク」を開催し、見沼代用水路沿いの散策路のゴミ拾いを実施した。(当機構職員は約40名参加)

筑後川局管内事務所

10月26日、筑後川において、矢部川、筑後川水質汚濁対策連絡協議会が主催する「筑後川、矢部川河川美化「ノーポイ」運動」に筑後川局管内の当機構職員37名が参加し、河川敷のゴミ拾いを実施した。

徳山ダム建設所

11月3日、岐阜県藤橋村において、NPO法人等が主催する「徳山ダム上流に実のなる木を植えよう大作戦」に当機構職員6名が参加し、ミズナラやトチなどの植樹を実施した。

丹生ダム建設所

11月8日、滋賀県余呉町において、「余呉湖クリーンアップ作戦」に、当機構職員11名が参加し、余呉湖周辺の清掃を実施した。



写真-1 ボランティア参加風景
530運動への取組の状況(愛知県豊橋市)



写真-2 ボランティア参加風景
埼玉県神泉村でのボランティア活動の状況

下久保ダム管理所等

12月6日、埼玉県神泉村において、神泉村とNPO法人JUON NETWORKが主催するボランティア活動に、当機構職員15名が参加し、遊歩道沿い等の下草刈りや桜や松の木の間伐などを実施した。

以上の他にも大半の事業所において、地域の清掃活動などのボランティア活動に参加した。

当該活動への参加は、地域の方々との信頼関係を築くことのみならず、当該活動を通じて職員の意識改革にも寄与している。今後ともこれらの活動への取組みを継続して実施していくことにより、地域の方々との信頼関係をより一層深め、地域の方々や利水者の視点に立った業務運営を実施することとしている。

取組み - 4 事業費縮減の取組み

1. 新契約制度の試行導入

水資源機構では、平成15年度に入札・契約の見直しを図る方法として、民間企業等における例を参考にした契約方式として技術提案付価格合意方式を試行的に導入した。

技術提案付価格合意方式とは、予め指名した業者のうち最低価格で入札した者を落札予定者とし、技術提案を受けながら、施工方法等について協議を行い、合意に至った内容で契約することにより、最適な施工方法の確保とコスト縮減を図る契約方式であり、他の特殊法人や国の機関等に先駆けて実施したものである。

概要は図-1イメージ及び図-2フローチャートのとおりである。



図-1 従来の競争入札方式と新方式（技術提案付価格合意方式）のイメージ

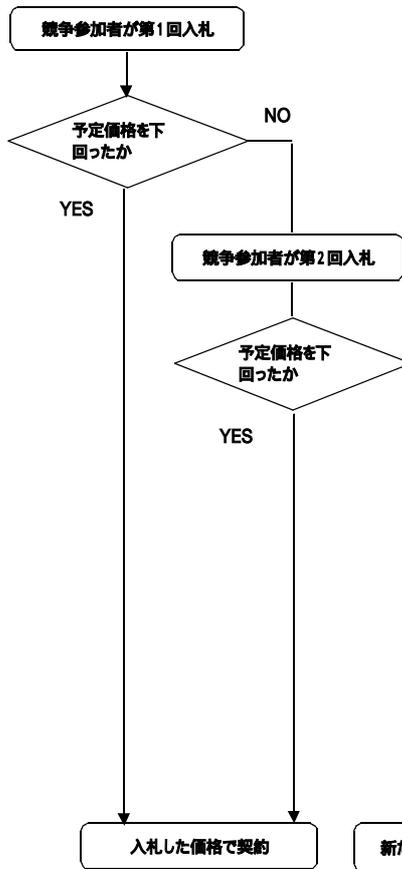
平成15年度はダム本体や付替道路工事の7件に試行導入した。

これらの工事では、採用された技術提案は無かったものの、当機構と請負業者が施工方法等について協議を行い、合意した内容で契約した結果により、7件の合計縮減率はおよそ2.2%（入札額と落札額の差÷予定価格）金額では、合計予定価格約63.6億円に対し約1.4億円（入札額と落札額の差）であった。

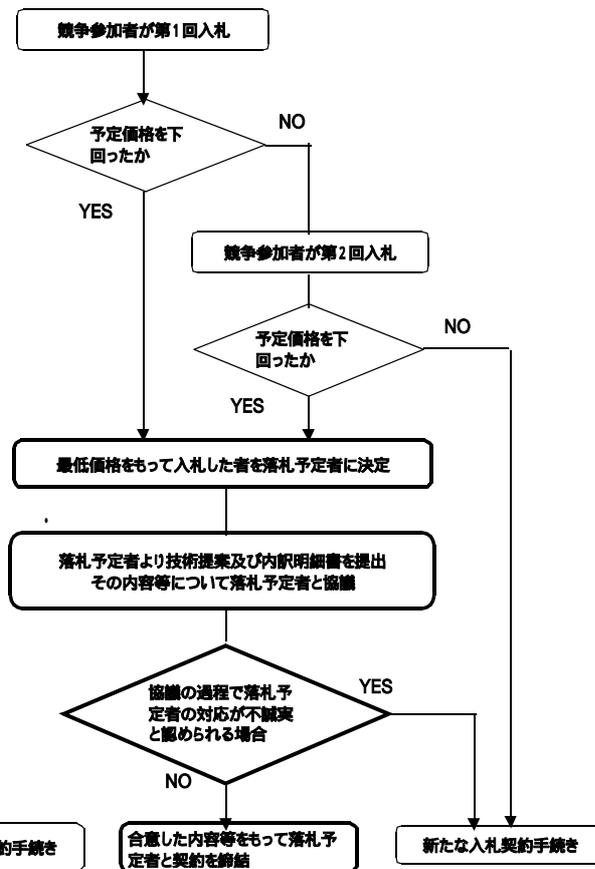
本方式の試行導入に対し、他の公共事業系独立行政法人、事業団・公団、その他公共機関等からの問合せが多数あり、本方式の関心の高さがうかがえる。

平成16年度も試行を継続するとともに、その結果を検証する。

従来の競争入札方式の概念図



新しい契約方式の概念図



機構の指名した業者により入札を行う
 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な申し込みをした者を落札予定者とする。
 落札予定者から工事コスト削減に係る技術提案及び内訳明細書の提出を求める。
 技術提案がなされた場合、提案内容等について協議を行う。
 技術提案がない部分に係る施工方法等についても、工事コスト削減に係る検討・協議を行う。
 落札予定者と合意した内容等をもって落札予定者を落札者とする。
 正当な理由なく協議に応じない等、落札予定者の対応が不誠実と認められる場合は、新たな入札契約手続きを行う。

図-2 従来の競争入札方式と新方式（技術提案付価格合意方式）のフローチャート

2. 施設操作の見直し等による契約電力の低減

水資源開発施設においては、ゲート開閉用や揚水ポンプ運転用の動力電源、庁舎の照明、空調のための電源等、あらゆる場所で施設を運転するために電気を使用している。これらの電気は、その使用目的と使用量から適切な契約を行っている。近年、電力の自由化に伴い、各種の料金メニューが用意され、施設の操作・運用の見直しや効率化を図り、適切なメニューを選択することによって電気料金をより安価にすることが可能になった。

当機構においては、電気料金を削減するため様々な取組みを行っているが、機構への移行に伴い、よりコスト意識を持って再度各現場で取組みを行ったところ、設備の運転特性や運転実績等を整理して、設備の運転方法を工夫する等、操作を行う職員等の負担を増加させることもあったが、次のような成果があった。

表-1 電気料金削減の取組

電気料金削減のための施策等	削減額 (年)	備考
計画送水量に対して実送水量が少なく、揚水ポンプに余裕があるため、ポンプの揚水量を極力平均化するとともに、最大電力計を細かく監視することにより、電力ピーク値を抑え、契約電力を低減して基本料金の削減を図った	7,000千円	2カ所の計
設備の過去の運転実績を調査・整理して、必要最低限の契約電力に低減し、基本料金の削減を図った 例：従来21kw 見直し17kw	836千円	4カ所の計
排水ポンプの運転を夜間に集中させて、夜間単価が安い「時間帯別契約」に変更し、電力料の低減を図った	約 88千円	
大堰のゲート全門操作時に、同時に操作するゲートを制限することにより、最大電力を30kw抑えて基本料金の削減を図った	約 400千円	
揚水機場の取水実績が少なく(計画の約60%)、揚水ポンプの吸い込み水槽に余裕があるため、水槽の水位を20cm高く調節し、ポンプ運転揚程を下げ、ポンプの運転効率を改善して電力料の低減を図った	約 700千円	

合計 約9,024千円

取組み - 5 環境への取組み

1. ISO14001 認証取得の取組み

水資源機構では、ダムや水路などの施設の管理や建設を通じて、生活や産業の基盤である水を安定的に供給するとともに、洪水などの被害から人々の生命や財産を守る事業を実施しているが、これらの事業の実施に当たっては、周辺地域の環境への負荷を伴うとともに、資源やエネルギーを消費することとなる。

事業の実施と環境への負荷は、一方でトレード・オフの関係にあるとも言えるが、当機構では、社会の環境に対する意識の向上や、環境保全に関する要請の高まりを踏まえて、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築や、地球環境保全に資することが社会的責務であるとの認識に立ち、これまでも事業の実施に伴う環境への負荷等を軽減するための様々な取組みを行ってきた。

こうした取組みをより効果的なものとし、環境への負荷や資源エネルギー消費の軽減を着実に実施するため、当機構では、まず本社の組織活動を対象として、ISO14001の認証を取得することとし、平成16年12月の認証取得を目指して取り組んでいる。

ISO14001は、環境負荷の低減を着実に実施するための環境マネジメントシステムの構築において要求される国際規格である。この環境マネジメントシステムを導入することにより、次のような効果が考えられる。

- 環境負荷の低減
- 環境リスクの低減
- 社会からの信頼の獲得
- 職員の環境に対する意識・モラルの向上
- 環境に係るコストの縮減

平成15年度においては、12月1日の経営トップとしての理事長のキックオフ宣言（ISO14001認証取得取組みの意思決定）を受け、本社の組織活動における環境影響の要素を調べる「環境側面調査」を実施した。

この結果を踏まえ、当機構の環境保全の取組みに関する理念及び方向性を示す「環境方針」が理事長から示され、環境マネジメントシステムにおいて実行する具体的な目的・目標・プログラムの検討を行うとともに、これを実行するためのシステム文書を作成した。

また、環境マネジメントシステムの実施・運用のための組織体制を構築して、その役割・権限を明確にするとともに、役職員に対してシステムの運用に向けた研修を実施した。

なお、平成16年6月には環境マネジメントシステムを試行運用することとしている。

2. 富栄養化問題に係る研究会の設置による取組み

富栄養化したダム貯水池等においては、アオコや淡水赤潮といった植物プランクトンの大発生により、ダム貯水池等の景観悪化や、浄水処理における障害、水道水のカビ臭等の問題が発生する。

当機構においては、各種の水質対策施設を設置・運用するなど、対策に努力してきているが、近年も各地のダム貯水池等において、アオコ等の貯水池の富栄養化に伴う問題がみられ、利水者の関心も高い。

このため、当機構では、ダム貯水池等における富栄養化対策の一層の強化を図るため、平成14年10月に「富栄養化問題に係る研究会」を設置し、平成15年度も継続して富栄養化対策等に関する検討を実施している。

(研究会のねらい)

富栄養化問題等に関する機構の経験や知見を体系的に整理する
具体的な問題に対して有効な対応方策を提案していく
機構全体として水質問題への対処能力の高い人材育成を図る

平成14年度は、学識経験者を招き、富栄養化問題に関する基本的な知見の共有を図ったが、平成15年度は、より実務的な検討を進めるため、若手・中堅技術者を中心としたプロジェクトチームを編成し、1テーマ1チーム体制で検討を実施した。

表-1 プロジェクトチーム一覧

項目	テーマ(プロジェクトチーム)
現象面	アオコ、淡水赤潮、異臭味
対策技術面	曝気循環設備、分画フェンス、遮光、その他技術
調査面	水質調査
濁水問題	濁水現象・対策

15年度は、10回の研究会を開催し、特に、富栄養化問題等の対策のベースとなる知見・経験の体系的な整理に重点を置いて、富栄養化現象や各水質対策技術に関する研究を進めるとともに、適宜、個別施設の事例報告に基づく検討を行った。今後は、さらにフィールドでの適用を目指した活動にステップアップしていく予定である。

取組み - 6 労働安全衛生の取組み

～平成15年度死亡災害ゼロ達成～

当機構では、事業における労働安全衛生を確保するために、昭和48年に労働安全協議会を設置し、労働災害の防止に努めている。

平成15年度は、『「死亡災害ゼロ」油断・不注意を無くし、労働安全に対する意識を高め労働安全対策を徹底しよう！』をスローガンとして、労働災害防止の取組みを実施した結果、労働安全協議会設置以来、30年目にして初めて、「死亡災害ゼロ」を達成することができた。

労働災害防止の具体的な取組みは、次のとおりである。

労働災害の共有化（労働災害発生状況を全工事現場へ提供）

「労働安全衛生チェックリスト」の活用強化（工事監督職員が常時携帯）

労働安全教育の充実と労働安全講習会の開催（労働安全意識の向上）

抜打ち労働安全パトロールの実施（工事現場の緊張感の維持）

事務系職員（女性職員も含む）の労働安全パトロールへの参加（「危ない」「怖い」と感じたところを改善）

今後においても「死亡災害ゼロ」を目指して、労働災害防止の取組みを推進する。

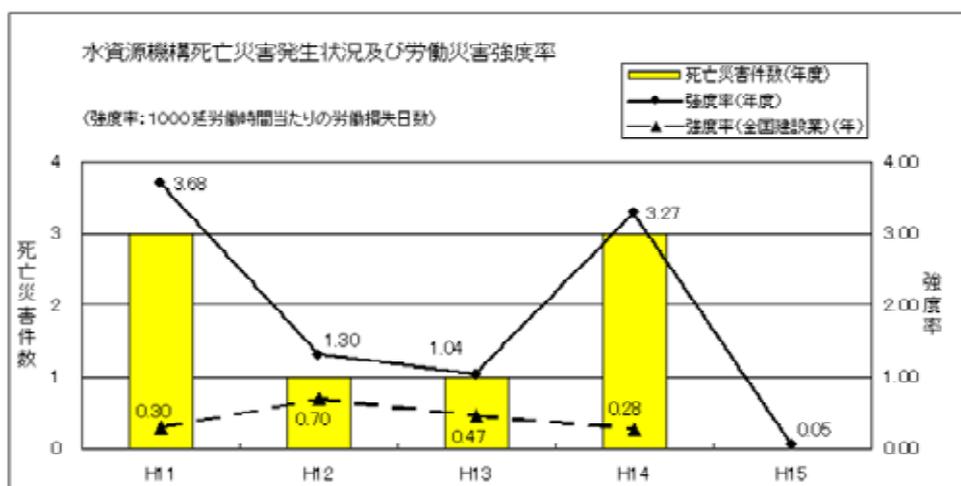


図-1 死亡災害発生状況及び労働災害強度率

H15の全国建設業の強度率は厚生労働省から公表されていない。



写真-1 労働安全衛生教育



写真-2 労働安全パトロール

取組み - 7 自律的経営の取組み

1. 水道に関する研究会

水資源機構は、水資源の安定的供給を目的に、広域的な視点に立って、水源の開発から導水及び施設の管理を行っている。そのため、利水者の立場に立った事業を進めていくことが求められており、今後、都市ユーザーである水道事業者等に対しても、なお一層密接な関係を構築していくと同時に、これまで以上に水道事業に対する理解が重要となる。

水道事業については、平成13年7月の改正水道法により、水道事業者が技術上の業務を他者に委託する「第三者委託制度」が創設されるなど、事業を取り巻く環境が大きく変化している。

こうした中で、「安全で良質な水を安定して安く提供する」という水資源機構の経営理念と、「公共公益的な使命を民間企業的経営感覚で行う」という経営方針に基づき、多角的な面から業務を実施していくためには、水道事業の経営手法、組織体制及び法体系の見識を深め、今後の水道事業を踏まえた水資源機構事業について、検討していくことが重要となる。

このため、水道に関連したテーマの研究を通じて、当機構職員の視野の拡大と資質の向上を図るとともに、当機構として今後の中長期的な経営戦略の参考とすることを目的として、当機構本社内に「水道に関する研究会」を設置し、厚生労働省や水道事業者による講演を始めとした次の取組みを実施した。

表-1 水道に関する研究会の実施状況（平成15年度）

	開催日	主要テーマ
第1回	平成15年 8月 6日	水道行政を取り巻く環境の変化
第2回	平成15年 9月19日	東京都水道事業の動向と課題
第3回	平成15年10月10日	埼玉県営水道の概要と課題
第4回	平成15年11月12日	包括的委託業務の現状
第5回	平成15年12月 5日	東総広域水道企業団の現状
第6回	平成16年 1月30日	水道に関する研究会－中間のまとめ－
第7回	平成16年 3月 4日	水道事業者の浄水管理の把握等について

平成15年度に実施した研究会を通じて、公営企業である水道事業者の現状及び課題への理解、さらには、経営手法、組織体系及び法体系についての見識を深めるとともに、水道事業者等が当機構に期待することや水道事業と当機構の将来の関連性などについて、把握・確認し共有化した。

水道事業に関する研究会は、水資源機構の経営方針及び経営戦略に関する企画及び立案並びに新規事業分野への事業展開を視野に入れた新しい取組みとして、今後も、ユーザーの現状や取り巻く情勢等を踏まえた具体的なテーマを選定し、引き続き調査・研究を進めていくとともに、その体制を更に発展・進化させた取組みを実施していく。

2. 既存水路施設における小水力発電に関する調査研究

地球温暖化防止対策として、温室効果ガスの大部分を占めるCO₂を排出しない再生可能なエネルギーへの転換を図ることが重要な課題であるなか、既存の施設を活用した水力発電は、自然環境に優しいクリーンエネルギー開発であることから積極的な推進が求められている。

水資源機構の施設に関しては、既にダムを活用した水力発電を実施しているところであるが、今後は水路等の比較的落差のエネルギーを有効に活用する小水力発電への取組みを進め、CO₂排出量の削減に貢献するとともに、管理施設の運転・操作に必要な電力を賄ない、管理費の低減を図るものである。

当機構では、経済産業省、農林水産省等関係機関との連携の下、水路等の発電適所の調査を行っているほか、財団法人新エネルギー財団（NEF）の協力を得ながら小水力発電施設の計画・設計等を行っており、平成15年度は、香川用水施設、愛知用水施設及び利根大堰の3施設で調査・検討を行った。平成16年度は香川用水施設及び利根大堰の2施設で開発計画を策定する。

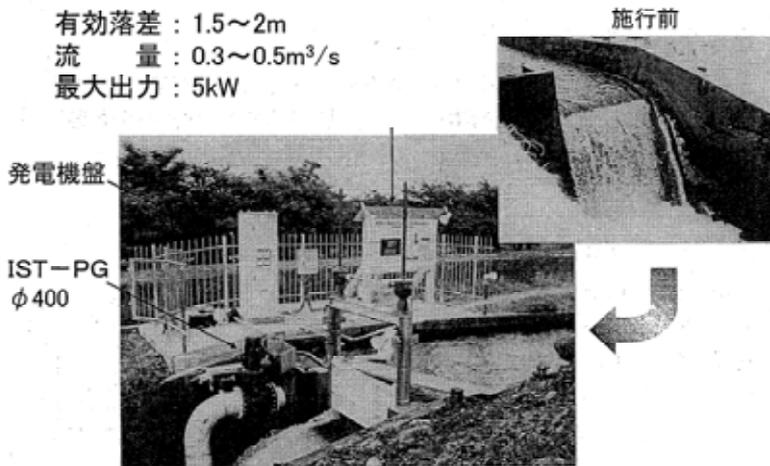


図-1 小水力発電施設設置例



図-2 新聞記事掲載
(平成16年4月4日 産経新聞)

取組み - 8 組織業務改革の取組み

～ 単独管理所の課制・係制の廃止及び総合管理所の係制の廃止～

水公団では、昭和37年以来、現場事務所において課制、係制が採用されていた。課制・係制は課・係ごとの所掌業務や責任分担が明確化されている反面、課・係の乱立による業務の縦割りや細分化等の問題点が指摘されていた。

事業費の縮減等に対して利水者から強い要望があることもあり、独立行政法人として業務運営の効率化を図るため、当機構では、水公団で設立当時より40年以上採用されていた現場事務所の課制・係制を見直し、管理所については、原則として課制・係制を廃止することとした。

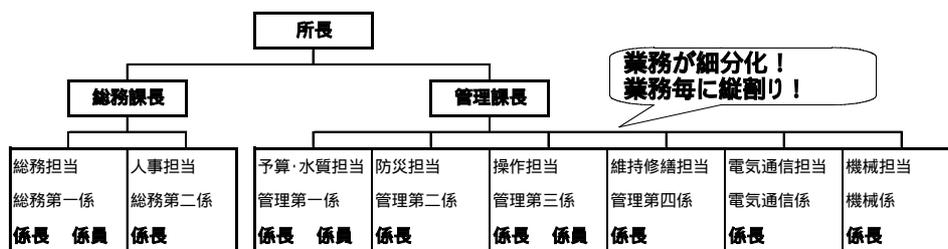
水公団の単独管理所では、総務課、管理課などの課の区分があったがこれを廃止し、所長代理を設け、従来の課の所掌事務を越えて事業全般を俯瞰する視点で業務を遂行することにした。また、係制を廃止し、所長は、職員の担当業務を係の数だけ細分化せず、より大きなグループごとに定めた。これらのことにより、業務量や業務の繁閑に応じて柔軟にグループを設置することが可能となり、従来の課や係の枠を越えた柔軟かつ効率的な業務執行が可能となった。

総合管理所では複数の事業を抱えており、その所掌範囲が広いことから、課制は引き続き採用したが、係制は廃止し、課内において柔軟かつ効率的な業務執行が可能となった。

今後、総合事業所、建設所等についても係制の廃止を実施し、効率的な業務執行を図っていくことにより、中長期的に各事業所の定員を削減しつつも、水の量的な安定供給に留まらず、流域全体を見据えた水質を始めとする水環境の保全や水源地域の活性化にも対応していくこととしている。

単独管理所の課制・係制の廃止のイメージ

【水資源開発公団】



【水資源機構】

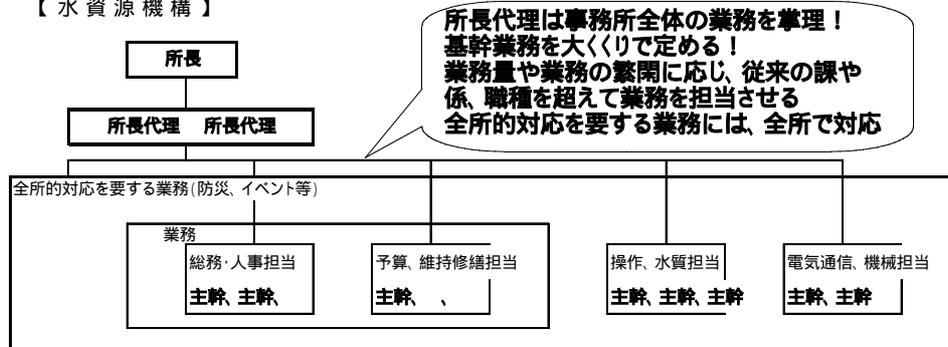


図-1 単独管理所の課制・係制の廃止のイメージ